

研究ノート

〈資本主義の多様性〉論と イノベーション・システム論 (下)

—— 〈比較制度優位〉をめぐる討論——

安孫子 誠 男

Ⅲ 三様の制度論の統合

Ⅲ-1 K. ランゲにおける三様の制度論の統合

〈資本主義の多様性〉(Varieties of Capitalism, 以下VOC)論は、切り替え可能な資産 switchable assets への投資を促す自由な市場経済 (Liberal Market Economies, LME) と、サンクコストを伴う特殊的資産ないし共特化資産 specific and co-specific assets への投資を促すコーディネート型市場経済 (Coordinated Market Economies, CME) とを峻別する。ここに切り替え可能な資産とは、他の目的に転用されてもその価値が実現できる資産 (例えば一般的な技能) をさす。これに対し、サンクコストを伴う特殊的資産ないし共特化資産 co-specific assets とは、他の目的には容易に転用できない資産や、その収益が他者の積極的協力を強く依存している資産 (例えば特殊の技能, ないし共特化技能) をさす。資本主義制度が金融システム (企業統治), 労働市場 (労使関係), 教育・訓練制度, 生産物市場 (企業間関係) にかんする4つの制度に大きく区分され, LMEとCMEそれぞれにおける諸制度の補完性 institutional complementarity を確認しつつ, 2タイプの資本主義制度が持続的なものと想定される。

そのうえで、VOC論では、制度的補完性をタイトなものとして想定して比較優位の制度的基礎（比較制度優位 comparative institutional advantage）が捉えられる。VOC論が比較資本主義論の領域で大きな影響力をもったのは、それが産業・企業のイノベーション性格を観察する視野をもち、LMEが根元的イノベーションを促すのに対して、CMEが漸進的イノベーションを促すというように、比較優位の制度的基礎論を主張したことにある¹⁾。C. フリーマンやR. ネルソンらのナショナル・イノベーション・システム論は制度的補完性という概念を固有にもたないのに対して、P. ホールとD. ソスキスらのVOC論は制度的補完性の議論をベースにしつつ、LMEが根元的イノベーションと親和性をもつ一方、CMEが漸進的イノベーションと親和的であると論じている²⁾。VOC論が制度的補完性と比較制度優位という2つのキーコンセプトを不可欠に有するといわれるゆえんである。

これに対しK. ランゲ「制度的埋め込みとアクターの戦略的偏倚——ドイツの治療学バイオテクノロジー産業の事例」（2009）は、コーディネート型市場経済のドイツにあっても、支配的な制度の影響をうけない新たな産業部門（情報通信産業やバイオ産業）では根元的イノベーションが起ころうとみる。ランゲはVOC論の一定の有効性を認めながら、VOC論が諸制度の同質性を想定することに対して批判的である。諸制度の同質性とは、LMEでは金融市場・労働市場・生産物市場において一様に市場コーディネーションをベースとする資源配分が行われるのに対して、CMEでは関係志向的なrelational資源配分（戦略的コーディネーションとホールらはいう）が支配的だと想定されることを意味する。

1) Hall and Soskice (2001), pp. 36–44. (邦訳, 42–51頁)

2) イノベーション・システム論におけるネオ・シュンペーターリアンとVOC論を含む制度学派との差異については、安孫子（2012a）の第Ⅱ・Ⅲ部を参照されたい。

ランゲのほうは、諸制度間の異質性を想定し、また企業のトランスナショナル化を重視している。すなわちランゲは、支配的制度がすべての産業と企業に一樣に影響を及ぼすわけではないとする「制度的異質性 institutional heterogeneity」論と、企業は国内外の制度を利用して比較制度劣位 (comparative institutional disadvantage) を埋め合わせるといふトランスナショナル化 transnationalization 論とを、VOCアプローチに取り込むことを企図しており、三様の制度論を「統合」しようとする視点が独自である。まずは、ランゲがどのような議論を展開しているかをみよう。

ランゲはバイオテクノロジー企業 (以下、バイオ企業と略記) の英独比較から、次の3つの命題を引き出している (Lange, 2009, pp. 184-89)。

(1) 治療学 therapeutics を発展させるドイツのバイオ企業は、英国のそれに比べて、国の制度的枠組みがこのイノベーション戦略に不利にはたらくためパフォーマンスが低い。

(2) ドイツの同企業は、制度的異質性のゆえに、英国のバイオ企業と同様に競争力がある。ドイツのCMEの支配的な制度枠組みとは別に、ドイツのバイオ部門にはより自由な制度配置が存在し、これがこのイノベーション戦略を導く。

(3) ドイツの同企業は、この戦略を支える外国のビジネスシステムに食いつくることができ、それによりドイツ国内の制度的枠組みが損なうものを埋め合わせることができるため、英国のそれと同様の競争力をもつ。

国内の支配的制度によって促進されない戦略を追及する企業はどの程度経済的に持続可能か、それゆえアクター (企業) の戦略的偏倚 strategic leeway はどのように評価されるべきか。VOCアプローチの支持者はこれらの戦略に要求される投入要因が企業に欠けているため、偏倚の程度は低いとみる。これに対し、制度的異質性論とトランスナショナル化論のアプローチは、戦略的偏倚のレベルは相当に高いとみる。これら

の企業は、（分岐する国内制度であれ外国の市場経済の一部であれ）国内の支配的枠組み以外の制度に依拠するため競争力を有するとみるからである。ランゲは、3つの理論的パースペクティブの命題がどのように確証されているかを、バイオ企業の英独比較に即して検討している。

バイオ製薬の企業では英国のほうがドイツのそれより競争力は高いという点で、VOCアプローチは支持される。とはいえ、英独間の競争力の差異は想定されるよりもはるかに小さい。そのうえ、この分野のドイツ企業は従業員を容易に解雇できるし、従来の製薬業経営者を引き抜くこともできる。ドイツのバイオ治療学企業は、ベンチャーキャピタルの獲得やIPO（新規公開株）による資本調達という点で、英国に比し著しくは遅れていない。

他方、制度的異質性アプローチにも説得力がある。その一つの理由は、制度はすべての産業と企業に一樣には広がっていかないことにある。ドイツでの強い雇用保護は大きな金融準備をもつ企業にのみあてはまる。同様に、雇用保護を強める監査役会での従業員代表制は、大企業にのみあてはまり、共同決定はこのバイオ部門には存在しない。加えて、若いハイテク企業を支える新しい制度もドイツで整えられつつある。まだ収益のあがらない企業もいまや株式公開することが許されており、小グループの専門的な国内ベンチャーキャピタル基金も現われた。

さらに、トランスナショナル化論の支持者によれば、企業は外国のビジネスシステムに進出し、その制度を利用することにより、劣位にある制度的配置を埋め合わせることができる。それはことに企業金融システムについてあてはまる。今日、国外とくに米英の投資家がドイツのバイオ産業にとって重要である。国外投資家は多額の投資をし、2001年後の同セクターの（一時的）瓦解を防いだからである。さらに、ドイツのベンチャーキャピタルは、自らの基金を国外へ投資し、国内の不利な法的環境を避けることができた。政府基金の分野においてさえ、アクターは

(とくに米国の) 国際金融支援を獲得する機会をえた。また、ドイツ企業は、外国のベンチャーキャピタルから追加的の技量をえて、監査役会を利用することもできた。

約言すれば、3つの理論的パースペクティブはある程度確証されている、とランゲはいう。VOCアプローチが想定するように、バイオ治療学企業にとって英国の制度的環境はドイツよりも有利であり、企業は競争力をもつ。アクターの戦略的偏倚のレベルは制度的異質性論とトランスナショナル化論の支持者が予想するよりもたしかに低い。英国のバイオ治療学がドイツのそれよりも成功するという事実は、ドイツでは不利な制度的環境を十分には埋め合わせられないことを示している。しかしながら、ランゲによれば、根元的イノベーション部面での英国企業の競争優位はごく小幅にとどまる。ここから、アクターはVOCアプローチによって予想されるよりも大きな戦略的偏倚をもつと主張される。これは、VOCアプローチがドイツ市場経済の制度的同質性を過大に評価しており、他方、企業のトランスナショナル化が不利な制度的環境の効果を小さくするという点を見逃しているからだとされる。VOCアプローチが、経済のグローバル化が異なるタイプの市場経済間の分岐を拡大する傾向があると主張するのに対して、ドイツのバイオ産業のケースは、企業がトランスナショナル化によってその戦略的偏倚を拡大することができ、したがって市場経済間の分岐を減じうることを示している。バイオ産業は雇用と転職という面からは比重は小さいけれども、その結果はこの産業をこえて重要だ。このことは、ドイツCMEにおける治療学バイオセクターが、これらの企業が支配的な制度枠組みによって支援されない金融上・技術上の高いリスクに対処しなければならないため、今後を占う進取的なケースとみなされうるという事実によっている。

Ⅲ-2 バイオ企業の競争力の英独間差異とその制度的基礎

ランゲは、バイオ産業の治療学部門における競争力の英独比較，ならびにその差異の制度的基礎を問うている。以下では，ランゲによるバイオ企業の英独比較のファクトファインディングは何か³⁾。また，ランゲが英独間の差異をもたらした制度的基礎をどのように捉えているか，についてみよう。

1. バイオ産業の治療学部門における競争力はどのように測られるか。ランゲは3つの指標を選んでいる。① 治療学製品の総額，② 市場取引された治療学製品 (marketed therapeutic products)，(これは，ライセンスインなど，発見の移転を含意する。) ③ 有望なバイオ・スタートアップ企業の世界ランキング。

まず①の治療学製品の総額の英独比較は，同様のテーマを論じたVOCアプローチのキャスパー／ホウイトリー (2004) を批判的に紹介している。ランゲの独自性は，変化を多少とも長期に追う視角から，キャスパーらの2004年までのデータをさらに2007年まで延長し，金融上・技術上のリスクが高い治験フェーズⅡとⅢ⁴⁾に力点をおいて英独比

3) ランゲのデータ調査は，バイオ治療薬を1つ以上もつ英独企業を，2004年10月と2007年7月とで比較している。対象企業名は，Lange (2009) 193頁のTable 4に一覧がある。2004年から2007年にかけて，英企業数は34→33に，独企業数は34→35に，変化しているが，両国とも2004年に存在した企業の約3分の1が3年間で消滅している。理由は，治験プロジェクトの停止，破産，合併，特許権の買収などである。開発プロジェクトの多数が根元的イノベーションに属するからだとランゲはいう (Lange, 2009, p. 192)。

4) 医薬品の臨床試験は一般にフェーズⅠ～Ⅲが区別される。フェーズⅠでは，少数 (例えば30-100人) の健康なボランティアに短期間，少量の投薬をし，生体内での作用・効果，安全性を調査する。フェーズⅡでは，少数 (例えば100-300人) の患者を対象に有効性や副作用を確認し，的確な投与量と方法を決定する。フェーズⅢでは，多数 (1,000-10,000人) の患者に投薬し，安全性と有効性を確認し，動物実験で，長期間投与の安全性を調査する。治験フェーズが高まると，技術面・資金面のリスクが高まる。たとえば，山根 (2008) の26頁を参照。

較を行っていることにある。この点は、英独間にバイオ産業の初期条件（開発開始）に10年間の差があり、ドイツのキャッチアップによりこの差が縮小したかどうかを検定する必要があるからだ。

ランゲの示す表1 (*ibid.*, p. 192) では、治療学部門において英国のバイオ産業は、ドイツの急伸にもかかわらず、依然として競争力が高い。ランゲはとくに治験フェーズⅡとⅢの変化に注目している。たしかに、ドイツのバイオ企業は2004-07年の間、治験薬の総数において英国企業との差を縮めた（英国のリード77.94%→33.68%）。しかし治験フェーズⅡ・Ⅲでの治験薬の数においては、英国のバイオ企業にほとんど追いついていない（英国のリード46.34%→43.40%）。

加えて、治療学部門に関わる英国のバイオ企業は、「市場化された治療学」に関して優位をしめる。ここに「市場化」とは、バイオ（製法）特許のライセンスをさし、治験フェーズがⅠよりもⅡ、またⅡよりもⅢの度数が多いほうが、したがってⅢでライセンサー（特許の供与者）としての頻度が高いほど、競争優位が高いことを示す。ランゲによれば、2004年には9件の治療学製品が英国のバイオ企業によって市場取引されたのに対して、ドイツのバイオ企業では1件にすぎない。2007年には10件対1件であり、この面での英独間の格差は3年間でむしろ開いた。

しかしながら他方、治療学部門で活発なドイツのバイオ企業は、競争力水準で英国より遠く遅れているわけでもない。臨床分野における治験薬の総数にかんして、ドイツのバイオ企業は英国企業にある程度キャッ

表1 バイオ企業の治験薬パイプラインの英独比較

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	不明	合計
英国 (2004)	52	48	12	9	121
ドイツ (2004)	25	32	9	2	68
英国 (2007)	51	55	21	0	127
ドイツ (2007)	38	40	13	4	95

チアップしており、また最終の治験フェーズⅢにおいても治験薬の実質的な数をもっている（英国21件 対 ドイツ13件）。また、世界のもっとも有望なバイオ・スタートアップ企業の毎年の選択が示していることは、ドイツの治療学バイオ企業が国際的に競争力をもつとランゲはいう。有望バイオ・スタートアップ企業の国際比較を示す *Fierce Biotech* 誌によれば、2003-07年の国別の内訳は、米国61企業（81.3%）、英国4企業（5.3%）、ドイツ3企業（4%）、である。米国の競争優位は圧倒的であるが、英独間の格差は小さいことが知られる。

2. ついでランゲは、こうした治療学バイオ企業の差異をもたらした制度的環境について英独比較をおこなう。ただし、「われわれは分析を3つの制度にかざる、——金融システム、技術政策、労働市場」（*ibid.*, p. 190）。治療学バイオ企業の競争力にとって、この3領域がことのほか重要だからである。

(1) まず**金融システム**。ランゲによれば、治療学的バイオ企業にかんする英国の金融システムは、あらゆる分析指標の点で（治療学製品の総額、その市場取引額、バイオ・スタートアップ企業の世界ランキング）、ドイツのそれをパフォーマンスで上回る。しかし、この指標にかんする英独間の差異は、想定されるよりも小さい。これは、国外からの投資家が、ドイツのバイオ産業、とくに治療学的バイオ企業に興味をもつという事実を示される。加えて注目すべきは、2006年に国内投資家が、ドイツのバイオ企業のベンチャーキャピタル・ラウンドにおいて多数派を回復したこと、また、IPO（新規公開株）の窓が、2001年のニュー・エコノミー・バブルの破裂後、ドイツの治療学的バイオ企業のために再開したことである。しかし、ドイツの巨大な企業と銀行は、この産業のファイナンスにおいて、大きな役割を果たさなかった。

1995年以来、ドイツ政府のイニシャティブによって、バイオ企業に投

資される多くのベンチャーキャピタル (VC) ファンドが増大した。2001年末のバブルの崩壊後、バイオ企業がグローバルな規模で減価した後、2002年に新しい局面が始まった。ドイツの投資家は大量にバイオ産業から撤退したが、それはある程度米英の外国投資家によって埋め合わされた。外国投資家の割合は、2002年の30%から2003年の62%に跳ね上がったのである。その後、ドイツの投資家の割合が回復したが (2006年には61%)、外国投資家はドイツのバイオ企業のファイナンスの欠損を埋めるという役割を果たした。

ここに注目されているのは、ドイツのVC企業のバイオ基金が、おもに (英米の) 外国人投資家によってファイナンスされているということだ。ランゲは、ドイツに拠点を置くバイオ企業 Atugen のリバース・テイクオーバー (reverse takeover, 逆乗っ取り) を紹介している。2004-05年、Atugen の経営者は投資資金の欠如に直面し、英国の機関投資家から資金調達をえるべくリバース・テイクオーバーという金融手法を用いた。これは、上場された小企業がより大きな企業の所有権を獲得するときに生じる。Atugen は、ロンドン証券取引所のVC向け市場AIM (Alternative Investment Market) に上場されていたSR Pharma にリバース・テイクオーバーをしかけた。この操作を通して、Atugen の開発製品と有望な技術は、英国の資本市場への直接的アクセスを得た (4週間で1500万ユーロの獲得)。Atugen にとって、英国の資本市場への直接的アクセスなしには、このことはより困難であっただろう。

(2) ついで**技術政策と公的基金**について。治療学バイオ企業のための政府基金の重要性を評価するために、両国の企業にとってどんなプログラムが利用されたか、さらに、どれくらいの公的基金が、臨床開発の治療学を行う英独バイオ企業によって受け入れられたか、そしてこの基金の源泉はどこか、どんな目的のためにこれらの交付金が利用されえたか、という諸点をランゲは検討している。

ドイツでは、最初の連邦基金プログラムは、バイオ地域間競争として始まった。3つの地域が総額9000万ユーロを受け取り、1997-2002年にかけて100のバイオ企業がこの基金から資本を得た。バイオチャンス（1999-2004年）とバイオチャンス・プラス（2004-2006年）プログラムが、それぞれ、5千万ユーロと1億ユーロの交付額をもって続いた。公的に所有された投資銀行もまた、ドイツの治療学企業のファイナンスにおいて重要な役割を果たす。それは、2000年に1億3600万ユーロに達してピークを突いたが、2001-02年のバイオ産業の下降の結果として、その後数年急速に減少した。これに対して、英国では、バイオ企業に資金を供与することを明示的に企図したどんな政府プログラムも生じなかった。とはいえ、バイオ企業が志願しうる交付金プログラムは存在する。もっとも重要なのは、1986年に創設されたLINK協同研究スキームである。LINKは、英国での公的セクターの基礎科学と産業との研究連携を支援することに焦点を定めており、貿易産業省によって資金援助されていた。1997年に、バイオ関係のLINK研究プログラムのための交付金総額は、2300万ユーロに達した。ほかにもいくつかの公的シーズ基金が、企業のスピノフにより技術移転を改善するという目標をもって、1990年代に設置された。さらには、15のシーズ基金が、政府の大学チャレンジ・シーズ基金計画という範囲内で英国の大学に設立された（それは総額6500万ユーロの供与金を得た）。

ランゲは、英独のバイオ企業がどの程度、政府基金を入手しているかを検討するために、臨床試験の治療学を進める企業についてウェブサイト上で利用可能なデータを評価した（*ibid.*, pp. 199-200）。2000年から2007年にかけて、ドイツ企業は3026万ユーロを受け取ったのに対し、英国企業は2466万ユーロの公的基金を受け取った。その差は小さい。さらに、両国のバイオ企業へのインタビューは次の2点を示している。第1に、全体の基金と比べると、政府基金はマイナーな関与しかもたな

い。第2に、EUからの基金は競争準備的なものとはみなされないので、臨床試験の治療学のために利用できなかった。

ランゲが注目しているのは、バイオ基金のかなりの割合が国内資源を源泉としていないことである。具体的には、このことは、ドイツでは26.20% (793万ユーロ) であるのに対して、英国では67.60% (1667万ユーロ) である。EUからの基金を国内資源とみなすとしても、ドイツ企業が受け取る基金の10.34%、英国の受け取る基金の34.67%は外国源泉である。この著しいファイナニングのもっとも重要な理由は、米国での公的基金はまた、米国以外の企業のために利用されたということである。EU内での基金とは対照的に、このことは治験の治療学のためにさえ可能だった。これは、米国の公的基金の主要な目標が、多くの場合、国民的競争力の改善というよりは、一般に保健学の改善であるという事実に基づいている。ドイツのバイオ企業の管理者が技術政策にかんし述べているように、ヨーロッパやドイツではなく、米国こそが、このセクターの企業が巨額の政府基金を獲得できる場であり、殆ど何らの政府介入もない自由な市場経済とみる米国のイメージはお笑い種というものだ。

ランゲは結論的にいう。政府の政策は、バイオ産業の出現において、英国よりもドイツのほうがより積極的な役割を果たした。最近、その差は縮小した。ただ両国間の差の縮小はともかく、臨床試験で治験薬開発を行ったバイオ企業は、2000年から2007年にかけて、英国では2500万ユーロを受け取ったのに対して、ドイツでは3000万ユーロを受け取った。この額は、治療学の平均開発コストに比して、見劣りする。つまり、ランゲによれば、英独の治療学バイオ企業は、国内公的基金に依存するよりも、米国からの公的基金に依存しているのである。

(3) 最後に、治療学的バイオ企業のための**労働市場**（さらには**経営者市場**）について。

VOCアプローチの支持者と一致して、経験あるVC経営者は、英国

よりもドイツのほうが製薬業の基礎をもつ経営者が多く欠如していると報告している。しかしドイツの相対的希薄の理由には議論の余地がある。VC 経営者の観点からは、英国の優位はドイツより10年早くスタートした、製薬業における合併過程にあった。この過程は最近のドイツ製薬業においても始まったため、この相違は時間とともに消えるはずだと彼らは感じている。他方で、ドイツのバイオ企業の経営者は、長期の雇用保障のゆえに、ドイツの製薬企業から経営者を引き抜くことに大きな困難を感じた。しかし、彼らの金融的脆弱性もまた、治療学的経営者を採用するうえでの困難の一理由をなしている。英国の労働市場は規制が緩和されているにもかかわらず、多くの英国のバイオ企業は彼らの金融的地位が（1980年代に）不安定だったとき、同様の問題を経験した。ドイツのバイオ企業の多くは、製薬業で従来経験をもつ経営者を引きつけた。ヘッドハンターによれば、製薬業の経営者は、もし彼らが企業の生命力をプラスとみなすならば、進んでドイツのバイオ企業に移動するという。

ドイツのバイオ企業は、金融困難のさいやプロジェクトの失敗のさい、収益があがらないために従業員を解雇できる。企業が景気悪化の雇用への直接的効果を証明することができれば、ドイツ労働法のもとでも解雇は可能である。英独の基本的な差異は、バイオ企業での解雇予告の最小期間が英国企業で1ヵ月なのに対して、ドイツでは3-6ヵ月であることだ。また、会社法も、1,500人以上の従業員をもつ企業では、監査役会で50%の従業員代表が必要とされ、これがしばしば解雇に反対する有効なハードルをなすが、バイオ企業のばあい従業員解雇を禁じていない。さらに、労使協議制も、ドイツのバイオ企業では、極端に稀である。これはある程度、科学者は、彼らの利益を個別に追求する傾向があるという事実にもとづく。労働組合は、ドイツのバイオ企業、少なくとも治療学的バイオ企業という領域には欠けている。最後に、2004年の臨床試験の治療学をもったドイツのバイオ企業のウェブサイト分析が明らかにし

たのは、これらの企業に欠けていた追加的技量を引きつけるために監査役会が利用されたことである。VC 経営者は45%を占める最大グループであり、第二グループは23%を占め、おもにドイツ由来の製薬業からのトップマネジメントであった。

結論的にいえば、労働法は、治療学バイオ企業にとって、ドイツにおいてよりも有利である。すなわち、英国の企業は、ドイツの企業よりもすばやく従業員を解雇できるし、製薬業の経営者をよりよく引きつけることができる。他方で、こうした相違は、むしろ小さい。ドイツの治療学バイオ企業は、短い期間内に、法的問題なしに、従業員のかんりの割合を解雇できる。かれらはまた、ドイツの製薬業から、バイオ製薬に経営者を引きつけることができる。最後に、労使協議制はドイツのバイオ産業にはめったに存在しない。

3. ランゲは、以上のような経験的検定の結論として、制度的異質性論と国際化論を VOC アプローチへ統合することを主張している。さらにいえば、制度的異質性と国際化は互いに孤立して見られてはならず、むしろあい関連するものとして見られねばならないという。例えば、国際ベンチャーキャピタリストはドイツでの専門的な国内ベンチャー企業の出現にとって決定的であったとさえランゲはいう。ある市場経済の支配的諸制度、制度的異質性、国際化のあいだの相互作用 (interplay) を概念化することはまた、ビジネスシステムについて、およびそれがどのように進化するかについて、より動的なパースペクティブをあたえるだろう。

ただし、ドイツ CME における根元的イノベーション部門の確立が、差異的成長に結果し、ついには深い自由化に至るような「制度的堆積 institutional layering」⁵⁾をもたらすかどうかは、なお開かれた問題である。ランゲは、制度的堆積が生ずるであろうし、ベンチャーキャピタル市場

と株式市場で若いハイテク企業部門が成長するであろうと想定はする。しかし、このプロセスがドイツ CME の支配的な制度を次第に置き換えるであろうとは考えない。それらが創出するバイオ企業の数と職務の数は、特殊機械や自動車のような産業に比べれば極めて小さいことを念頭におかねばならないからだという。それゆえ、根元的イノベーション戦略を追求するハイテク企業を強化するためにドイツ市場経済の深い自由化が起こるとは考えにくい、とランゲはいう (*ibid.*, p. 204)。

ランゲの論稿が示したことは、ドイツ市場経済は制度的に異質であり、また企業は外国のビジネスシステムの制度から利益を得られるということである。この結果は VOC をめぐる討論にとって大いに重要性をもつ。というのも、ランゲの検証が、国民的市場経済の制度的同質性についての VOC 賛同者の暗黙の仮定に挑戦し、CME の典型的ケースとみなされるドイツの例における企業の戦略的偏倚の無視に挑戦するからである。

そればかりではない。さらにランゲにいわせれば、ドイツのみならず米国もまた VOC 論者が予想するよりも制度的に異質であるという経験的データがある。バイオ企業が——後段の製品開発にとってさえ——米国から多額の公的基金を受けることができたという事実は、米国がしばしば特徴づけられるようなクリアカットの LME ではないことを示す。実際、政府プログラムは米国のハイテク産業にとって全く重要である。Lerner (1999) によれば、1995年には米国でハイテク小企業のために28の公的補助金プログラム（それは全体で24億ドルにのぼるハイテク企業給付金を提供した）が存在した。対比すれば、1995年にハイテク小企業に投資された民間ベンチャーキャピタルの額は、39億ドルだった。2003年に供給された公的ベンチャーキャピタルの額は、35億ドルと推定され、これは戦後の米国の科学政策における「公的ベンチャーキャピタル戦略」

5) Streeck and Thelen, 2005, pp. 22-24. この概念については後述。

であると結論された。ランゲは興味深い将来の研究課題として、つぎの問題を提示している。——米国における政府基金とベンチヤーキャピタル投資はどの程度相互に関連しているか、と (*ibid.*, p. 205)。

IV 資本主義の多様性論の動態化に向けて

IV-1 制度変化の4つの局面

R. ディーグと G. ジャクソンは、「資本主義の多様性のより動的な理論に向けて」(2007年)を共同執筆し、制度変化の4つの主要動向をサーベイしたうえで、制度変化研究のためのアジェンダを提示している。必ずしもイノベーション・システム論を主題としたものではないが、VOC論の動態化に向けての展望論文として重要であり、本稿に必要なかぎり、その内容を紹介・検討しよう。

この論稿は、まずは、比較資本主義研究に挑戦する、制度変化の4つの経験的に観察可能なカテゴリーに焦点をあてる。4つとは、(1)トランスナショナル化と多次元ガバナンス、(2)国民経済内の企業間異質性の増大、(3)フォーマルな安定性のもとでの制度の機能的な変化、(4)国民的モデル内の組み替えとシステム変化。こうした変化要因は1990年代の半ば以降に強まり、現存する比較資本主義論に挑戦している。その内容をみよう。

(1) トランスナショナル化と多次元ガバナンス

ひとつの主要な変化集合は、経済的アクターのトランスナショナル化の増加、ならびに国民国家を超える諸制度の多次元な性格から生ずる。多国籍企業とグローバルな投資家の重要性の増加は、国内的制度配置の「制約効果 *constraining effects*」をさまざまに減ずる。レジーム間競争は、国民経済間を移動すべく退出オプションを行使できるグローバルに移動する企業と投資家から生じ、自らに適した制度的文脈にその行動

を立地させる。トランスナショナル化は、母国での慣行を受け入れ国へ移転するばかりでなく、受け入れ国のよき経験を母国に逆移出する（「逆波及 reverse diffusion」）という形態もありうる。

ナショナルな資本主義は、異なる制度領域の規制する範囲がますます異なる地理的規模で生じているという意味で、「制度的に不完全になっている」。例えば、EUはいまや広範囲の製品市場のみならず、金融市場、企業統治制度をも規制しており、また労使関係と社会保障制度にもより小規模だが影響を及ぼしている。ヨーロッパの諸市場を支援するEU指令はしばしば、とくによりコーディネートされた形態の資本主義にとって、国内規制に挑戦する。同様に、大企業や金融制度はますます国際ルール（例えば会計基準）に、産業特有な規範や慣行（例えばバーゼル委員会の銀行規制）に、特有な国外規制レジーム（例えばニューヨーク証券取引所への株式上場）に、ますます自らを方向づける。国内政府のほうは、これらのトランスナショナルなルールや制度に企業が対応できるよう国内ルールを緩和したり修正している。こうした種類の多次元のガバナンスシステムは、ますます拡張するヨーロッパないし国際的な制度によって国内制度が圧倒されることを意味する。その結果、たとえばヨーロッパ経済は、その事実によって、国内的制度配置の多くにおいて（一つのモデルへの収斂ではないにせよ）しだいに共通性を増すにちがいない、とディーグ／ジャクソンはいう。

最近の比較資本主義論は、こうしたトランスナショナル化と多重レベル・ガバナンスの問題に向けていくつかの戦略を提案した。一つの可能性は、国際的制度がどのように国内制度に影響するか、ならびに国内制度がどのように国民的アクターと越境圧力とを調停するかをより明示的に理論化することである。もう一つの可能性は、トランスナショナルな制度のなかで育まれる（nested）ものとして国民的制度をみること、それゆえ、資本主義の類型学を構築するもう一つの制度領域としてそれら

を加えるというものだ。すなわち、トランスナショナルな制度を、セクターレベル（例えば医薬品部門）であれ、領域レベルであれ（例えば労使関係）、地理的レベルであれ（例えばヨーロッパ、北米、東アジアでの異なる地域統合過程）、仲介されない因果関係をもつものとして、トランスナショナルな制度を扱うことである。最後の可能性は、分析単位としてネーションから距離をおくことである。資本主義の多様性は、国民的差異をとおして持続するのではなく、サブナショナルな地域、国際化されたセクター、グローバルに活動する企業の相互作用のなかで持続するのである。こうした試みはすべて、国民的レベルの自己制約的視点をこえて、制度的環境をより複合的に概念化する必要性を示唆している⁶⁾。

(2) 企業間異質性の増大

多重レベルのガバナンスのひとつの帰結は、国民的モデル内で企業間の異質性が増大することである（「モデル内モデル」問題とよばれる）。例えば、最近の規制改革は、グローバル化を志向する企業のために異なる新たなルール集合を提供した。この種の「制度的堆積」は、セクターと企業に特有な特性にしたがって新旧のビジネス慣行の差別的採用を可能にするかもしれない。例えば、企業統治改革を進める日本企業の可能性は、外国株主からの対抗圧力に依存するが、しかしまた、過去の企業間ネットワークへの埋め込みの度合いにも依存する。結果として、日本企業の企業統治性格は（改革の採用 対 非採用の結果）、企業が金融手法を選ぶさいの制約がより小さくなる度合いに応じて、そして企業性格の新たなハイブリッドな結合が——伝統的な日本モデルの持続と並んで

6) ヨーロッパをフィールドとしたマルチレベル・ガバナンス論としては、八木・清水・徳丸編（2017）が参照されるべきである。

——生命力あるかに応じて、より多様になった。ディーグ／ジャクソンは、1990年代半ば以降における日本の企業システムの変容を明らかにした青木昌彦らの仕事⁷⁾を例示している。青木らのファクトファインディングはこうである。

米国型企业（A企業）の特徴が、市場志向的な金融・所有構造（直接金融と機関投資家の優位）と内部組織（外部取締役採用、強い業績連動報酬、流動的な雇用）との結合からなるとすれば、この意味の米国型は日本では明確なグループとして識別されない。かといって、関係志向的な relational 金融・所有構造と内部組織とが結合する伝統的な企業（J企業）は、もはや多数派ではない。むしろ1990年代から支配的になりつつあるのは、市場志向的な金融・所有構造と、長期関係を重視する関係志向的な内部組織（内部者中心の取締役会と長期雇用慣行）が結合したハイブリッドタイプである。これはⅠ型ハイブリッドあるいは「関係的雇用の市場モニタリング」とよばれ、市場志向型ファイナンスと関係的組織アーキテクチャを結合している。日本の代表的製造業大企業がこれに属する。これに対して、銀行借りに依存して機関投資家の比率が低い一方、有期雇用や成果主義的賃金、ストックオプションを積極利用する企業も日本では独自のクラスターをなしている。この企業群も、関係志向的な金融と市場志向的な雇用システムという二つのモードが結合している点ではハイブリッドだが、結合の仕方は先のものとは逆である。こちらはⅡ型ハイブリッドあるいは「市場志向型雇用の銀行モニタリング」とよばれ、銀行志向型ファイナンス、インサイダー中心の取締役会と市場志向型雇用・インセンティブ制度とを結合している。ここには、知識集約的なIT（情報技術）関連産業やバイオ関連産業など、ニューエコノミー産業とよばれる社齢の若い企業が多い。もちろん、あらゆる

7) cf. Aoki, Jackson, and Miyajima (eds.) (2007); Aoki (2010).

次元で関係志向的要素を示す伝統的な日本の株式会社群（J企業）も、従業員数での比重は減じているが、企業数の割合では依然として多く存在する。

こうした動向と並んで、制度的ガバナンスの配置における国民的モデルとの差異を示す、地域経済の持続や復活（北イタリアやドイツの産業地区 industrial districts が典型）を力説する文献が注目されている。これらは、国民的制度の重要性を否定することなく、別の制度化メカニズムが領域内のより小さな規模ではたらくことを力説した。例えば、A. サクセニアン（Saxenian, 1994）の米国シリコンバレーの研究が示すように、企業間の直接的な結びつきに基づく社会的ネットワークが、シリコンバレーと米国東海岸とで異なること（同一国内での地域間差異）が、関心を集めてきた。

要するに、異質性はつねに国民的モデルの特徴だが、しかし国民国家レベルでの制度化のフォーマルなメカニズムが多次元レベル・ガバナンスへと断片化されるにつれ、また社会的ネットワークのようなフォーマル度の低いコーディネーション様式のためにより大きな余地を残すにつれ、異質性は増大する傾向にある。たとえば、企業の境界のシフトが産業レベルの団体交渉のように連携的形態でのガバナンスを企業の外に移転させる、それゆえ制度の境界が問題になる（労働市場のデュアリズムをめぐる議論のように）。より基本的には、多重なセットの企業レベルの慣行が国民的配置内で調整されるその程度は、経験的問題であって、国民的システムの類型間で異なる傾向にある。たとえば、LME は、より地域的な実験を寛大にみるかもしれないのに対して、CME では、選択はより制約が大きいかもしれない。国民的モデル内の異質性を論ずるディーク／ジャクソンのつぎの結語は重要であろう。「企業慣行の多様性は一国内部でよりも国と国の間でのほうが依然としてより大きいものの、国内部の多様性の研究ならびに逸脱した事例としての企業の研究は、

国のシステム内部での変化プロセスを理解するうえで決定的である」
（Deeg and Jackson, 2007, p. 156）。

(3) フォーマルな安定性のもとの制度の機能的な変化

制度はフォーマルな安定性を保持しながらも機能的に変化する。後述するように、シュトレック／セーレンはこの進化を制度的「転化 conversion」⁸⁾とよぶ。代表的な事例として、ドイツの共同決定が例示されている（Jackson, 2005）。

ドイツの共同決定（codetermination）は、大企業での労使協議（works councils）と監査役会への代表権を通じて企業の意思決定に従業員が参加する法的・社会的制度の複合体をさす。これは19世紀にまで遡る起源をもち、多くの経済的ショックと社会的・政治的変動を乗り越えてきた。だが、法的ルールのフォーマルな持続性は、——時間を越えた、産業セクター間の、個別企業間の——組織的实践としての多様性と著しい対照をなしている。共同決定は当初、従業員の企業秩序への統合ならびに独立系労働組合の影響力の回避を狙った国家介入をつうじて発展した。この政治的妥協は、労使協議が従業員の利益を代表する一方、同時に企業の利益を求めて経営陣との協力を促進するという、「二重の方向づけ dual orientation」（*ibid.*, p. 230）を結果としてもたらした。この曖昧な役割は、違った方向に発展しうる多くの潜在的な可能性を残した。労働組合は当初、産業別労働組合へのパターナリスティックな企業ベースの対抗として共同決定に反発した。しかし後に、労働組合の力を現業労働者へ浸透させるために共同決定を受容し利用するようになった。この点は経営側も同様である。経営側ははじめ共同決定に反対したが、第二次大戦後の労働紛争を減ずる方策として、またドイツの高技能・高品質の

8) Streeck and Thelen, 2005, pp. 26-29.

製造業部門を支える従業員の関与を改善する方策として、共同決定を利用するようになった。近年ではさらに、新たな資本市場の圧力と企業統治改革という光のもとで戦後来の妥協が再び再交渉されている。

ドイツの共同決定は、大規模な崩壊や代替をこうむるというよりも、むしろ漸進的な仕方で進化したのであり、このように、フォーマルな安定性が維持されながら制度は機能的に変化するるのである。

(4) 国民的モデル内の組み換えとシステム変化

資本主義の多様性論の多くは、国民的システムのマクロレベルでの安定性を仮定しているが、国民経済はまた、資本主義の想定された類型にもはや適合しないほどの制度変化を経験している。1980年代または1990年代以来、いくつかの変化事例はまったく根元的であり、国によっては異なる資本主義カテゴリーに移動したものとして分類し直される、とディーグ/ジャクソンはみる。よりしばしば、制度変化は、2つの（またはそれ以上）の理念型間には収まりにくいほど混合的な様相を呈している。

変化が各類型内で生じるのか、それとも類型間で生じるのかは、資本主義を比較するさいに採られる類型論それ自体に大いに依存する。LME対CMEという当初の広い二分法的区別は、とくにコーディネート型からハイブリッド型への変化を理解するのに粗雑すぎる。ドイツは依然としてCMEだとしても、諸制度がどのようにコーディネーションを実現するのが見逃される、とディーグ/ジャクソンはいう。コーディネーションは、ネットワーク、アソシエーション、国家のような多様なメカニズムを通じて行われるが、CMEコーディネーションという広い括り方ではそれが見逃されるのだ。

要するに、タイトな補完性をもつ整合的な制度集合として資本主義の国民的多様性をみるという捉え方が問題なのである。資本主義の国民的

形態は制度的に断片化され、国内的に多様であり、諸制度の形態と機能の結びつきにかんしより多くの弾力性を示すという経験的研究が増えている。これらの傾向は全く新しいというわけではないが、現存する理論的枠組みのなかで十分に検討の俎上にのせられていない、とディーグ／ジャクソンはみる。比較資本主義論の多くの基本洞察、つまり諸国は収斂せず、変化はしばしば漸進的であり、諸制度は異なるセクターで異なるセットの比較優位を提供するという見方は、依然として十分に検討されていない。いいかえれば、比較資本主義論は、企業行動の国民間パターンを説明するのに依然として強みをもつが、説明されるべき行動パターンは諸国間の不揃いさが減るかたちで進化しており、制度がこうした行動を形づくる様式もしばしば変化する。資本主義の多様性の安定性と変化とを二つながら説明するためには、制度変化の基礎的問題をあらためて検討することが必要なのだ。こうした考察から、ディーグ／ジャクソンはつぎに、制度変化研究のためのアジェンダを提示する。

IV-2 制度変化研究のためのアジェンダ

ディーグ／ジャクソンは、資本主義の多様性のよりダイナミックな概念化のために3つの分析レベルを同時に前進させる必要があるという。3つとは、ミクロレベル、メゾレベル、マクロレベルである。ミクロレベルでは、アクターが制度をいかように再形成するか（how actors reshape institutions）についての理解を組み込んだ決定論的性格の弱い制度の見方（less deterministic view of institutions）、すなわち、特定の行為コースへの制約（constraints）としてだけでなく、制度を変容させる新たな行為コースのための資源（resources）として制度を捉える見方を、発展させる必要がある。第二はメゾレベルであり、諸制度間および制度的ドメイン間の連繫（すなわち補完性）をより適切に特定化し、ある制度の変化がいかように他の制度の変化に影響を及ぼすかについて

理論化する必要がある。第三のレベルはマクロレベルであり、現存する類型学を再考するだけでなく、国内政治や国際政治の力関係を資本主義のモデルに組み込むことである。この論稿は全体として、制約としての制度という捉え方から資源としての制度の捉え方への力点移動をとくに強調している。ディーン／ジャクソンは、制度変化を研究するためのアジェンダとして、(1) 制度変化のミクロレベル、(2) そのメゾレベル、(3) 資本主義システム変化のマクロレベルについて、つぎのように論ずる。

(1) 制度変化のミクロレベル

制度変化をミクロレベルから理解するうえで三つの論点が提出されている。

第一に、制度は外生的制約に還元されることなく、変化のための十分な範囲を確定できるように認知されねばならない。第二に、変化の特有なメカニズム、すなわち変化がどのように起こるかが、より経験的な基礎づけをもって説明されねばならない。第三に、そしてより野心的な課題として、制度の変化に関するアクターの選好、そして変化はいつ起こるかを、特定することである。

第一に、制度の性格について。制度は一般に、アクターの行為を制約するものとして論じられる。これは「ゲームのルールとしての制度」観である。そこでは、行動が制度のルールに適合するかぎり（制約内の選択）、制度変化は不可避に外生的なものとなされる。しかし、行為にとって「資源としての制度」という新しい見方は違う。この見方は、「ゲームの均衡としての制度」観と適合するという利点をもつ。つまり、制度をゲームのルールとしてだけでなく、プレイヤーがゲームをするさいの自己拘束的な（self-enforcing）制約とみる制度概念（青木昌彦を参照せよ）と整合的である。そこでは、均衡がアクターと資源、他者の行動の予想、戦略との動的なフィードバック過程とみなされる。また、

制度をより広い社会的慣習の集合から区別することで、制度はしばしば、予測可能性のみならず正統性 legitimacy を賦与された期待のよりフォーマルな集会的拘束と捉えられる（Streeck and Thelen, 2005, pp. 9-10）。

ミクロレベルの第二の論点は、制度がどのように変化するかである。ディーグ／ジャクソンは、シュトレック／セーレンの制度変容論を大いに評価する。いまや制度変容論のスタンダードになりつつあるその議論を確認しよう。

そこでは、まずは制度変化のプロセスと結果の観点から、4つのタイプが確認される。変化のプロセスの観点からは、漸進的 incremental なのか急変（突然）abrupt なのかが区別され、変化の結果の観点からは、継続性 continuity をもつか不連続（断絶）discontinuity なのかが区別される。表2⁹⁾に示されるように、変化のプロセスが漸進的で変化の結果が継続性をもつばあいは、「適応を通じての再生産 reproduction through (by) adaptation」とよばれる。これは現存の制度を安定化する限界の適応がなされる事例をいう。つぎに、変化のプロセスが突然で結果が継続性をもつばあいは、「生き残りと復帰 survival and return」とよばれる。これは主要な歴史的断絶を通じた再配置をともなう制度の継続ないし再出現である。これらに対し、変化のプロセスが漸進的で結

表2 制度変化のタイプ——プロセスと結果

		変 化 の 結 果	
		継 続 性	断 続 性
変 化 の プ ロ セ ス	漸 進 的	適合による再生産	漸 進 的 変 容
	急 変 的	生き残りと復帰	崩 解 と 置 換

9) Streeck and Thelen, 2005, p. 9.

果が不連続のばあいは、「漸進的変容 gradual transformation」とよばれる。これは、時間につれて累積的効果をもつ、長きにわたる一連の漸進的変化から生ずる基礎的な制度変化である。最後に、変化のプロセスが突然で結果が不連続のばあいは、「崩壊と置換 breakdown and replacement」とよばれる。ここでは、一つの制度が終焉し、他のものによって置き換えられる。ディーグ/ジャクソンは変容する制度変化（結果の不連続）に焦点をあてるので、後者の2つのタイプがとくに興味深いという。ただし、制度変容論でとりわけ注目されているのは、このうち第3の漸進的変容のカテゴリーである。そこではさらに立ち入って、5つのメカニズムないし変化モードが確認されている。置換・堆積・漂流・転化・枯渇のメカニズムがそれぞれである。以下、簡単に説明しよう。

まず5つのメカニズムないし変化モードとは次のように説明される¹⁰⁾。

- ①「置換 displacement」とは、ある制度が他の制度に取って代わること、ある制度が最初の制度に沿って生き残り、それを締め出すことである。
- ②「堆積 layering」（制度併設）は、新たな制度が既存の制度に沿って創出されるが、時間とともに新制度のほうが旧制度よりはるかに急速に成長し、著しく優位をえる。
- ③「漂流 drift」（制度放置）は、アクターが現存の制度を環境変化に適應させず、結果として制度変化の意味・範囲・機能に適應させないことである。
- ④「転化 conversion」（制度転用）は、現存する制度が新たな目標・機能のために利用されることである。
- ⑤「枯渇 exhaustion」（制度廃棄）は、突然の瓦解というよりもむしろ時間につれて次第に生じる制度崩解をさす（表3を参照¹¹⁾）。

ディーグ/ジャクソンはさらに、より最近の研究から、制度変化がフォーマルな政治過程をつうじて国家によって委任されるか支援される、もう一つのメカニズムを、「改革 reform」として提示している¹²⁾。

10) *ibid.*, pp. 18-31.

表3 制度の漸進的変容の4モード

その制度自体の転換に対する抵抗

高

低

政治における
現状維持志向
高
低

漂 流 (制度放置) Drift 環境変化への未対応による 既存制度の実質転換	転 化 (制度転用) Conversion 既存制度・政策の転用
堆 積 (制度併設) Layering 既存制度を廃棄すること なく新制度を創設	崩解・置換 (制度廃棄・制度置換) Elimination/ Replacement 旧制度を廃棄して新制度 に置き換える

これらのさまざまな変化メカニズムは、外生的原因を考慮に入れるだけでなく、内生的源泉も考慮に入れている。制度を意識的に変えるアクターの戦略的努力、いわば「制度の起業家 institutional entrepreneurs」のもつ主要な役割が、共通に力説される。制度により規定された行動と、現実の行動とのあいだのギャップゆえに、アクターは制約する制度を別

-
- 11) 宮本太郎 (2008) は、「政治における現状維持志向」と「その制度自体の転換に対する抵抗」を二つの座標軸にした Hacker (2005, p. 48) の「制度転換戦略のマトリクス」によりながら、②「既定政策を廃棄することなく新政策を創設する」「堆積 layering」に「制度併設」という訳語を、③「環境変化への未対応による既定政策の実質転換」を意味する「漂流 drift」に「制度放置」という訳語を、④「既定政策の転用」を意味する「転化 conversion」に「制度転用」という訳語を、それぞれあてている。①「displacement (あるいは replacement) 制度置換」、⑤「枯渇 exhaustion (あるいは elimination) 制度廃棄」とともに、妥当な訳語であろう。同書、52-56頁を参照。
- 12) Deeg and Jackson, 2007, p. 163. また、Hall and Thelen (2009) も参照。

様に一新したり、回避したり、再結合したりできるのである。こうしたギャップは、多くの源泉から生じるのであり、新しい文脈に制度的ルールをどう適用するかについての解釈の曖昧さに内在している。

ミクロレベルの第三の課題は、アクターがいつ変化を求めるか、いつあるタイプの変化が他のそれよりも起こりうるかについての理論を発展させることだ、とディーグ／ジャクソンはいう。この挑戦的な問いは困難である。資源としての制度の定義から生じる潜在的な解答は、アクターは制度の変化をつねに求めるというものだ。制度との絶えざる実験がより有利となるように制度は利用される。変化の圧力は、経済的意味ないし価値合理的行動の光に照らして、制度が機能するのに失敗するとき生ずる。すなわち、制度を基礎的な経済的利害により資するよう方向づけることが変化への主導的な動機づけとなろう。だがそれだけではない。政治的力の相対的利得もまた重要であり、ときに政治的力の相対的利得への欲求がより重要となりうる。したがって、根拠が経済的であれ政治的であれ、変化はアクターが直面する問題の性格を診断し、また他のアクターに変化の必要を説得しようとする熟慮の過程としてしばしば始まる。制度変化は再分配の帰結をともなうため、それは本質的に政治的プロセスをなす。ディーグ／ジャクソンによれば、特殊なタイプの変化は、ある所与の歴史的時期の特殊なシステム内に共存する制度とアクターの特異な複合体 (constellation) に依存して生ずるのであって、事前に特定されるわけではない。

こうした一般的な組織化概念はさらに、事例特殊な条件にかかわるより具体的な仮説に組み込まれる必要がある、とディーグ／ジャクソンはいう。たとえば、職業訓練・教育問題にかんして、企業は労働者の訓練にどの程度投資すべきにかんし、集团的行動の問題に直面する。もしもある企業があまりに多くを投資し、その労働者を他の企業が引き抜くならば、その投資に十分なリターンを得られない。しかし、逆に企業

が投資に失敗するならば、要請される技能が労働者に欠けることになる。こうしたジレンマを解くべく異なる経済は特有の制度的均衡をうみだすといわれる。ひとたびこの均衡が知られるならば、アクターの選好を特定することは、また特殊な種類の外生的な（内生的でさえある）——現在の均衡のもとで各アクターの「ペイオフ」に影響を及ぼす——制度変化にどのように応じるかは容易になる、と議論されている（Thelen, 2004）。

（2）制度変化のメゾレベル

制度配置と国民的モデルのメゾレベルが、比較資本主義文献の中心にある。異なる制度の変化がどのように相互に関連するかについて多くの問題が未解決のままである、とデイーグらはいう。「制度的補完性」の概念がVOC論のコアにあるが、補完性がどのように捉えられ、測定されるかについては論争がある。

ホール／ギンガリッヒ（2004）は、制度的補完性を測定するのに注目すべき努力を費やし、内的な首尾一貫した経済のクラスタリングを——混合カテゴリーのいくつかと並んで——CMEとLMEのうちに見出した。かれらは、高いレベルの内的統合性をもつ二様の経済（市場コーディネーションと戦略的コーディネーション）が、統合度の低いレベルの経済よりも成長率が高いことを見出した。ただし、制度的補完性と経済成長の相関関係は時間とともに弱まることも、二元論的なかれらのテストは見出している¹³⁾。さらに、ケンワーズビー（2006）の研究に至っては、時間の進展についても諸国の分類においても、制度的調整の程度とパフォーマンスとの間には何らの相関も見出されないとされる。

13) Hall and Gingerich (2004) の制度的補完性論については、遠山弘徳 (2010) の第2章が詳しい。また遠山弘徳 (2017) も参照。

制度変化にとって補完性が全体としてどのような重要性をもつかをめぐり、単純化していえば、2つのアプローチが並立している。一つは均衡論的・機能主義 (equilibrium-functionalist) アプローチであり、他の一つは歴史的・政治的 (historical-political) アプローチである。前者では、アクターにとってある制度の価値を増大させるように補完性が制度を安定化するのに資する、自己制約的均衡をあらわす。そこでは、異なる制度的結合の費用・便益計算がおもな争点になるが、分析は静態的である。ディーグ/ジャクソンは、アクターの能力とともに制度的補完性も進化するという点に着目しており、「資源としての制度」の概念にもとづく後者のアプローチを支持している。

ディーグ/ジャクソンは、制度的補完性について次のように要約する。補完性は、制度の安定性と変化に影響をあたえる多くのダイナミクスの一つにすぎない。安定性の他の源泉には、サンクコスト、資産特有性、コーディネーション問題、政治的拒否点、ポジティブ・フィードバック (経路依存性) などがあり、これらは必ずしも補完性を反映しない。しかし、比較資本主義論はメゾレベルでは、発達した政治経済での多くの——ときに射程の長い——変化を説明するために制度的補完性の性格と役割の考え方を進展させる必要がある。むろん、資本主義システムの同じタイプに属する政治経済が、制度領域間の同じレベルの補完性をもつとか、緊張や対照的論理が内的にパフォーマンスを浸食するとか、と想定することはできない。制度的補完性が、経済的アクターの戦略的選択に対し、一般に想定されてきた以上に可変的で、制約の小さいものであるならば、資本主義の国民的モデル間の差異を特殊な補完性の存在にのみ基礎づけるのは賢明ではないかもしれない。したがって、補完性が資本主義の多様性論にとって強力で中心的なアイデアでありつづける一方、そのパフォーマンス効果の現実の強みと堅固さはより精緻な経験的検定に服さなければならない。ディーグ/ジャクソンは、集合理論的方

法 set-theoretical methods¹⁴⁾と「企業の多様性」パースペクティブが、研究の二つの実り多き方向であるという（*ibid.*, p. 169）。

（3）資本主義システム変化のマクロレベル

ディーグ／ジャクソンによれば、比較資本主義文献のマクロレベルは、2つの一般的挑戦に直面している。第一は、国家の構造ならびにフォーマルなルール策定パターンがどのように変化プロセスを形づくるかについて現存のアイデアをもっと発展させねばならない。とくに、フォーマルな政治的権限によって創出され実施されるフォーマルな諸制度に対して関心が払われるべきだという。第二は、一国の政治経済が、いつそしていかように、あるタイプの資本主義から別のタイプの資本主義へと転換しうるかをより明瞭に説明するために、異なる経済をさまざまな資本主義カテゴリーに帰するための基準と理論的根拠を再検討しなければならない。

まず第一点。ホール／ソスキス（2001）は、CMEが、連合政府と多重の拒否点（しばしばコーポラティズム）により特徴づけられる「コンセンサス型政治システム」によって促進される、と想定した。こうしたシステムは、さまざまな非市場形態のコーディネーションを維持する制度が変化するのを抑制する傾向にある。逆に、集権型（多数決型）の政治権力を有する国家は、LMEの比較優位を強化する市場志向的政策（や改革）を導入するのがより容易である。このことから、ホール／ソスキスは、CMEでは、主要な経済的アクターは戦略的コーディネーションの確立されたパターンを守る漸進的適合を通して外的な市場圧力に反応すると結論している。

14) 集合理論的方法や「質的比較分析 qualitative comparative analysis, QCA」など、比較資本主義の分析手法については、遠山（2010）の第2章を参照。

ディーン／ジャクソンは、B. アマーブルが「制度の階層性 institutional hierarchy」論を主張することにおいて独自だという (Deeg and Jackson, 2007, p. 170)。「制度の階層性」とは、制度変化を主導するものとして諸制度間の両立性・補完性にヒエラルキーをみる見方である。それは、ある一つの制度の変化が a driving institutional form として他の諸制度の変化を牽引すると捉える見方である。しかもアマーブルのばあい、「特有な社会-政治的均衡と特有な支配的ブロック」の形成という観点から制度的階層性を捉えている点に特徴がある¹⁵⁾。

制度変化は政治的構造と過程によって強く条件づけられるという基本合意がある一方で、国家それ自体の現実的役割にかんし研究者間に見解の相違がある、とディーン／ジャクソンはいう。ホール、ソスキス、アマーブルのような研究者は、制度の要求をめぐってグループが争闘する競技場 (アリーナ) として国家を捉えるのに対して、他の研究者は、国家がそれ自身の権利において制度的結果に影響を与えうるアクターとしてみる (*ibid.*)。

政治的ダイナミクスは資本主義モデルのうちに次第に統合されてきた。partisanship という用語でアマーブルは、LME は右派政党の支配を示し、CME は左派の支配を示すとしたのに対して、いくつかの新しく重要な仕事は、ヨーロッパでの金融と企業統治の自由化を促進する左派政党の——逆説的だが——広範なパターンを示している (*ibid.*)。同様に、政治システムの特性が比較分析のうちに取り込まれた。ここでは、システム内での政治権力の集中を主要な分析変数として用いる傾向、すなわち、政治システムがどの程度、多数決型かコンセンサス型かをみる傾向が、存在している (*ibid.*, p. 171)。

15) アマーブルの制度的階層性論については、Amable (2003), pp. 66-73 (邦訳、92-101頁)を参照。また、安孫子 (2012), 443-452頁をも。

マクロレベルの第二の挑戦は、国民経済があるタイプの資本主義から別のタイプの資本主義へいつ変化するかを問うための基準と理論的根拠を発展させることだ、とディーグ／ジャクソンはいう。あらゆる国民経済は一般に、資本主義の異なる理念型に属する諸制度の（ある程度の）混淆としてみられるので、この挑戦はむづかしい。つまりこの問題は、所与の文脈の外側から採用された制度を既存の制度と結びつけるプロセスであるハイブリッド化の概念にかかわる。何が何とミックスされるのか、その結果はどう異なるのか。ディーグ／ジャクソンは、日本の企業統治のハイブリッド化にかんする先の青木昌彦らの試みを例示しているが（*ibid.*, p. 171）、マクロレベルの事例としてこの研究をあげるのはややミスリーディングであろうか。

しかも問題はこれにとどまらない。これらの問題は、個々の制度が変化する一方で、アクターの行動は基本的に変化しないという事実によって、いっそう複雑になる、とディーグらはいう。逆に、安定した制度がまた、時間につれて異なる行動を生み出すかもしれない。重要な持続性にもかかわらず、蓄積された調整は、システムがまったく異なる論理（資本主義の他の既知のタイプへのシフトであれ、既存の類型学の見直しを要求する新たなロジックでさえあれ）を帯びてしまうことを意味するかもしれない。

ディーグ／ジャクソンによれば、特殊なタイプの資本主義に諸国を割り振ったり、変化を評価したりするもうひとつの仕方は、現存する制度そのものではなく、経済における[・]コーディネーションの一般的パターンに焦点をあてることである。ひとつの主要な問題は、コーディネート型市場経済と自由な市場経済との二分法が依然として手つかずのままかどうかという点だ。ホール／セーレン（2009）は、自由化への一般的傾向を、とくにコーディネートされた市場経済への大きなインパクトを、承認する。しかしながら、CMEにおける蓄積された制度変化は、市場

コーディネーションに有利なように戦略的なコーディネーションを放棄するというよりも、アクター間の戦略的なコーディネーションの次元での再構成として解釈される。こうして、CMEとLMEは基本的に安定したままであり区別される。ここでホール／セーレンは、アクター間のコーディネーションの性格を形づくるという点で、これらの制度の機能にあたる当初のフレームワークの焦点化をより明示的に再力説する。それゆえ、「制度は変化しうるが、しかしコーディネーションの性格は結果として必ずしも変化しない」(ibid., p. 171)。というのも、アクターは以前の関係と行動を持続させるように新旧の制度を利用しうるからである。それゆえ、「国民経済はコーディネーションの性格によって区別されるのであり、それが内包する特殊な制度によって区別されるのではない」(ibid., p. 172)。

システム変化の可能性はひとが用いる資本主義の類型学によっても条件づけられる。ホール／ソスキスの2類型論は単純化されすぎており、多くの研究者は制度指標のより自由主義的な目的に向けた普遍的移行を見出している。多くの諸国は混合タイプになっており、いくつかの国はCMEからLMEへの全面的転換を経験した。アマーブルの研究がその先駆けのように、資本主義システム間の微妙だが意味深い差異を捉えうる3～5つのタイプの資本主義が提案されている。これは明らかに論争的であり、将来の研究の中心にあるにちがいない、とディーグらはいう。

ディーグ／ジャクソンの論稿の結論はこうである。資本主義の異なる国民的モデル間の変化と(焦点があてられた)概念上のギャップは、国民的類型論を利用する点で批判されてよい。だが、国民的な資本主義の多様性論が意味をもつのは、特定の企業を導く行動論理が国民内でよりも国民間で異なるからである。ホールとソスキスの二分法的な理論がひろく批判される一方で、より広い制度配置内での相互依存性に着目する制度的補完性の一般的な概念は依然として有効であろう。そのようなも

のとして、資本主義の多様性の類型と比較は、制度領域間の重要な相互作用に注意を当てることにより価値ある寄与をなし続けるだろう、とディーグらはいう。この種のコンテキストと制度の比較は、制度改革の展望と問題を理解したり、諸国間で制度を学び合うための強い含意をもつであろう。

比較資本主義論を進化させることは、この分野を他の理論的見方から差異化することに資する当初の概念的主張のいくつか（制約としての制度の概念、諸制度間の補完性、国民的に組織された安定的モデル）から距離をとることを要求する。資源としての制度というより社会学的・構成論的な見方、制度がとる多重の経済的機能という光の下での補完性のダイナミックな見方、そして多重レベルのガバナンスおよび企業間の実践の異質性を含む資本主義の多様性、に研究の振り子は振られた。資本主義の多様性のよりダイナミックな分析のためのこうしたアジェンダを追求し拡大することこそ肝要だとディーグ／ジャクソンはいう。しかしかれらはまた、こうしたアジェンダが、制度分析の他の基本的洞察のいくつか（制度が諸個人にとって外的であり諸個人に制約をあたえるという洞察）も見失ってはならないこと、制度は経済的パフォーマンスにとって重要であり、国家は制度化された行動の履行において基幹的役割をはたすという見方をもつことも求めている。ここには、第I章で述べたような、「企業志向的な firm-centered」資本主義論であるVOC論と固有に国家論をコアにもつ政治経済学との連繋が、あらためて提起されているといつてよい。

結びにかえて

以上、比較資本主義論の動態化を企図した文献をサーベイしつつ、〈資本主義の多様性〉論とイノベーション・システム論との関連を、とくに〈比較制度優位〉をめぐる議論に焦点をあてて検討してきた。比較

資本主義論を動態化するうえで留意すべき諸点をまとめよう。

ホール／ソスキスの原 VOC 論 (2001) における比較制度優位論は、制度的補完性がタイトに捉えられすぎており、イノベーション論との関連では、LME=根元的イノベーション 対 CME=漸進的イノベーションという対比の構図が強すぎるであろう。CMEにおいてもサイエンス型産業ないし根元的イノベーションが進展していることを考えれば、マレルバ／オルセニーゴのセクター・イノベーションシステム論を取り込んで、サイエンス型産業のサブセクター特化に着目し、それと制度的条件との適合性を考察する、というキャスパーの議論が有効であろう。

そうした意味での VOC アプローチに、ランゲのいうように、制度的異質性論と企業のトランスナショナル化論を組み込むことが必要である。

‘institutional embeddedness and the strategic leeway of actors’ というランゲの問題設定は、支配的制度の制約に抗して新たな科学・技術的機會 scientific and technological opportunity¹⁶⁾ を活用し隘路を突破しようとするアクターのイノベーション行動をよく捉えうる。つまりこの問題設定は、支配的制度の埋め込み力 institutional embeddedness に抗し、かつナショナルな枠組みをこえて行動するアクターの戦略的偏倚 strategic leeway をよく描きだすフレームワークとなっていよう。

また、資本主義の多様性論を動態化するためには、ディーグ／ジャクソンのいうように、制度変化の現代の特徴を確認しながら、ミクロ・メゾ・マクロの諸視角を同時並行的に進展させることが必要だろう。ただし、ディーグ／ジャクソンの議論は——サーベイ論文の性格からして——分析の位相がやや並列的に論述されるにとどまり、シュトレーク／セーレンが試みているような制度変容にかんする方法的枠組みの構築に

16) 「科学・技術機会」というマレルバ／オルセニーゴの概念については、安孫子 (2012), 254-6, 335頁を参照。

弱いかと思われる。レギュレーション学派のS. ルシュバリエが「ミクロな経済分析と政治経済学の視座を接合する」¹⁷⁾という独自の視角から「日本資本主義の大転換」を論じているように、マクロの次元に属する政治システムの力関係と、ミクロ・メゾレベルに属する制度変容論を組み合わせ、制度の漸進的変容を捉える枠組みが構築される必要があるだろう。そのさい、制度にかかわるアクター論が十分に視野に収められねばならない。

アクター論のひとつとして、先に紹介した青木昌彦／宮島英昭／ジャクソンの日本企業のハイブリッド化論は注目すべき仕事である。また、上記のルシュバリエらは、日本のイノベーション・システムの選択肢がシリコンバレー・モデルだけなのかと問い、大企業に依拠する「企業内起業家レジーム intrapreneurial regime」という異なるレジームを検出している¹⁸⁾。ルシュバリエらは、バイオ・テクノロジーと情報通信技術以外の産業分野、たとえばパーソナル・ロボット分野や「ソフトウェア産業の下位部門であるビデオゲーム」での日本企業の優位性に着目している。「イノベーション・システムの制度的埋め込み」を問うばあい、「制度システムとイノベーション・システムの共進化 co-evolution of institutional systems and systems of innovation」¹⁹⁾という視角が欠かせないのである。

【参考文献】

Amable, B., 2003, *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford: Oxford University Press. (山田 鋭夫／原田裕治ほか訳『五つの資本主義——グローバリズム時代における社会経済システムの多様性』藤原書店, 2005年)

17) Lechevalier (ed.), 2014, pp. 5-6. 邦訳, 29頁。

18) *ibid.*, pp. 133-4. 邦訳, 191-2頁; cf. Lechevalier, Nishimura, and Storz (2014).

19) Lechevalier (ed.), 2014, pp. 134-7. 邦訳, 193-7頁。

- Aoki, M., 2010, *Corporations in Evolving Diversity: Cognition, Governance, and Institutions*, Oxford: Oxford University Press. (谷口和弘訳『コーポレーションの進化多様性——集合認知・ガバナンス・制度』NTT出版, 2011年)
- Aoki, M., G. Jackson, and H. Miyajima (eds.), 2007, *Corporate Governance in Japan*, Oxford: Oxford University Press.
- Boyer, R., 2015, *Économie politique des capitalismes: Théorie de la régulation et des crises*, Paris: Éditions La Découverte.
- Boyer, R., H. Uemura, and A. Isogai (eds.), 2012, *Diversity and Transformations of Asian Capitalisms*, London and New York: Routledge.
- Casper, S. and R. Whitley, 2004, 'Managing competences in entrepreneurial technology firms: a comparative institutional analysis of Germany, Sweden and UK', *Research Policy*, 33-1, pp. 89-106.
- Deeg, R. and G. Jackson, 2007, 'Towards a more dynamic theory of capitalist variety', *Socio-Economic Review*, 5-1, pp. 149-179.
- Jackson, G., 2005, 'Contested boundaries: ambiguity and creativity in the evolution of German codetermination', in W. Streeck and K. Thelen (eds.), *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*, Oxford: Oxford University Press, pp. 229-254.
- Jackson, G. and R. Deeg, 2015, 'The long-term trajectories of institutional change in European capitalism', in R. Deeg and G. Jackson (eds.), *Changing Models of Capitalism in Europe and US*, London: Routledge, pp. 1-17.
- Hacker, J.S., 2005, 'Policy drift: the hidden politics of US welfare state retrenchment', in W. Streeck and K. Thelen (eds.), *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*, Oxford: Oxford University Press, pp. 40-82.
- Hall, P.A. and D. Soskice (eds.), 2001, *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford: Oxford University Press. (遠山弘徳／安孫子誠男／山田鋭夫／宇仁宏幸／藤田菜々子訳『資本主義の多様性——比較優位の制度的基礎』ナカニシヤ出版, 2007年)
- Hall, P.A. and D.W. Gingerich, 2004/05, 'Varieties of capitalism and institutional complementarities in the political economy: an empirical analysis', Max Planck Institute for the Study of Societies Discussion Paper, in B. Hancké (ed.), 2009, *Debating Varieties of Capitalism: A Reader*, Oxford: Oxford University Press, pp. 135-179.
- Hall, P.A. and K. Thelen, 2009, 'Institutional change in varieties of capitalism', *Socio-Eco-*

- omic Review*, 7-1, pp. 7-34.
- Kenworthy, L., 2006, 'Institutional Coherence and Macroeconomic Performance', *Socio-Economic Review*, 4-1, pp. 10-40.
- Lange, K., 2009, 'Institutional embeddedness and the strategic leeway of actors: the case of German therapeutical biotech industry', *Socio-Economic Review*, 7-2, pp. 181-207.
- Lechevalier, S. (ed.), 2014, *The Great Transformation of Japanese Capitalism*, London: Routledge. (新川敏光監訳『日本資本主義の大転換』岩波書店, 2015年)
- Lechevalier, S., J. Nishimura, and C. Storz, 2014, 'Diversity in patterns of industry evolution: How an intrapreneurial regime contributed to the emergence of the service robot industry', *Research Policy*, 43, pp. 1716-1729.
- Lerner, J., 1999, 'The Government as Venture Capitalist: The Long-Run Impact of the SBIR Program', *The Journal of Business*, 72-3, pp. 285-318.
- Mahoney, J. and K. Thelen, 2010, 'A Theory of Gradual Institutional Change', in J. Mahoney and K. Thelen (eds.), *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency, and Power*, New York: Cambridge University Press, pp. 1-37.
- Saxenian, A., 1994, *Regional Advantage. Culture and Competition in Silicon Valley and Route 128*, Cambridge, MA, Harvard University Press.
- Streeck, W. and K. Thelen, 2005, 'Introduction: Institutional Change in Advanced Political Economies', in W. Streeck and K. Thelen (eds.), *Beyond Continuity: Institutional Change in Advanced Political Economies*, Oxford: Oxford University Press, pp. 1-39.
- Thelen, K., 2004, *How Institutions Evolve: The Political Economy of Skills in Germany, Britain, the United States, and Japan*, New York: Cambridge University Press.
- 安孫子誠男, 2012a, 『イノベーション・システムと制度変容——問題史的省察』千葉大学経済研究叢書 8.
- , 2012b, 「イノベーション・システムと比較制度優位——近年の争点」『千葉大学経済研究』第27巻第2/3号, 1-45頁.
- 磯谷明德, 2017, 「資本主義の再生とその後——制度経済学のミクロ的側面を中心に」経済理論学会編『季刊 経済理論』第54巻第2号, 桜井書店, 7-18頁.
- 植村博恭/宇仁宏幸/磯谷明德/山田鋭夫編, 2014, 『転換期のアジア資本主義』藤原書店.
- 宇仁宏幸, 2009, 『制度と調整の経済学』ナカニシヤ出版.
- 小田切宏之, 2006, 『バイオテクノロジーの経済学』東洋経済新報社.

- 北川亘太, 2011, 「資本主義の多様性アプローチの制度変化論における近年の展開——制度と制度補完性理解の修正を中心に」, 経済理論学会編『季刊 経済理論』第48巻第3号, 桜井書店, 69-74頁.
- 後藤 晃/小田切宏之編, 2003, 『日本の産業システム 3 サイエンス型産業』NTT出版.
- 後藤 晃/長岡貞男編, 2003, 『知的財産制度とイノベーション』東京大学出版会.
- 遠山弘徳, 2010, 『資本主義の多様性分析のために——制度と経済パフォーマンス』ナカニシヤ出版.
- , 2017, 「資本主義の制度的多様性——どのようにしてそれを捉えるのか」経済理論学会編『季刊 経済理論』第54巻第2号, 桜井書店, 40-50頁.
- 遠山弘徳/原田裕治, 2014, 「アジア資本主義の多様性——制度的構図と企業のイノベーション行動」, 植村博恭ほか編, 『転換期のアジア資本主義』藤原書店, 第2章.
- 宮本太郎, 2008, 『福祉政治』有斐閣.
- 八木紀一郎/清水耕一/徳丸宜穂編, 2017, 『欧州統合と社会経済イノベーション——地域を基礎にした政策の進化』日本経済評論社.
- 山田鋭夫, 2008, 『さまざまな資本主義——比較資本主義分析』藤原書店.
- 山田鋭夫/宇仁宏幸/鍋島直樹編, 2007, 『現代資本主義への新視角——多様性と構造変化の分析』昭和堂.
- 山根裕子, 2008, 『知的財産権のグローバル化——医薬品アクセスとTRIPS協定』岩波書店.
- 山本泰三編, 2016, 『認知資本主義——21世紀のポリティカル・エコノミー』ナカニシヤ出版.

(2017年12月15日受理)